

県立病院ビジョン（素案たたき台）に対する県立病院ビジョン検討委員会委員意見への対応について

番号	素案たたき台の該当箇所			追加修正意見等	意見の理由	意見の提出者	ご意見に対する対応等
	頁番号	行番号	記載内容				
1	13 7 52-56	8 11-30	給与比率66.0～75.1% 職員定数、職員数 人員配置他	必要な人員の適正配置 出来るなら必要度、仕事量を数値化 しては？	非常に難しい要素があると思いま すが、是非頑張っけて欲しい	小熊委員 (全国自治体病院 協議会会長)	・県立病院ビジョンの「施策の基本方向」に基づく具体的な施 策（人員配置を含む）を展開する中で、必要人員の算定方法に ついては検討してまいりたいと考えております。
2	23～24		ウ 公立病院改革 同検討会において令和3年（2021 年）12月に示された「中間とりまと め」では、公立病院経営強化プラン のポイントとして「機能分化・連携 強化の推」、「医師・看護師等の確 保、働き方改革の推進」、「経営形 態の見直し」、「新興感染症に備え た平時からの対応」の4点を挙げて いる。	この4点について時間軸をしめしなが ら、もっと緻密なプランを示してお く必要があると思います。		下地委員 (中頭病院院長)	・病院事業局においては『沖縄県立病院経営計画』を「新公立 病院改革ガイドライン」に基づく「新公立病院改革プラン」に 位置づけているところ。す。 ・次期「沖縄県立病院経営計画」は、県立病院ビジョン及び公立 病院経営強化プランを反映し、令和4年度に策定することと しております。 ・公立病院経営強化プランのポイントに対応した具体的な施策 等は、次期「沖縄県立病院経営計画」を策定する中において検 討してまいりたいと考えております。
4	6	表	病理診断科	病理診断科の宮古病院欄に「○」を 追記してほしい。	宮古病院においても病理診断科を標 榜しているため。	本永委員 (宮古病院長)	・ご意見のとおり修正します。 (案7ページ、表)
5	19	34-38	病院運営を支える人材の職種は多様 であり、前述のほか、診療放射線技 師、臨床検査技師、視能訓練士、管 理栄養士、理学療法士、作業療法 士、言語聴覚士、臨床工学技士、社 会福祉士、精神保健福祉士、臨床心 理士（公認心理師）、診療情報管理 士、ボイラー技士等の有資格者を確 保する必要があるほか、看護補助 員、調理士、事務職員等についても 適切な人員を確保する必要がある。	歯科衛生士の追加	歯科衛生士の追加	本永委員 (宮古病院長)	・ご意見のとおり修正します。 (案19ページ、37行目)
6			全般的に	ICTの利用についてが、主に診療所と 県立病院間について述べられてい る。しかし、ICTの利用は県立病院お よび診療所の中の閉じられた空間で のみ利用するのではなく、地域で他 の医療機関と情報を共有するために 用いられる必要がある。現在、県立 病院が地域の診療情報ネットワーク に加わっていないことに加えて、こ のビジョンにも述べられていないこ とは残念である。	左について検討されたい。	大屋委員 (琉球大学病院)	・ご意見を踏まえ、次の記述を追加する。 第5章分野2「(2)患者やご家族に対する相談支援及び地域医療 連携の強化」 【現状と課題】 ■ また、高齢化の進展等に伴い、相談支援が必要となるケー スの増加や、患者や家族が抱える課題が複雑化・多様化するこ とが見込まれるため、より専門性の高い相談支援体制をの構築 や、地域の医療機関等との連携体制を強化していく必要があ る。 (案48ページ、37行目) 【施策の基本方向】 ア 患者の相談支援及び地域医療連携体制の整備 ● 入院支援、地域連携及び患者サポートを一体的に提供す る組織（患者総合支援センター）の設置や国の進めるデータヘル ス改革に係る医療・特定健診等の情報等を医療機関等で確認 できる仕組みの構築への対応など、患者の相談支援及び地域医 療連携体制の強化について検討を行い、実施する。 (案49ページ、4行目)

番号	素案たたき台の該当箇所			追加修正意見等	意見の理由	意見の提出者	ご意見に対する対応等
	頁番号	行番号	記載内容				
7			全般的に	電子カルテシステムを共通仕様にすることは望ましいが、病院と診療所で用いる電子カルテはコンセプトが違うので、操作については共通にしても、システム構成は別に作る必要があるだろう。たとえば、診療所は住民と直接つながるなど、PHRとの連携がより重要となってくる。	左について検討されたい。	大屋委員 (琉球大学病院)	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ、次の記述を追加する。 第5章分野4「(4)電子カルテシステムの統一及び医療機器や業務手順等の標準化」 <ul style="list-style-type: none"> ● 県立病院附属診療所の電子カルテシステムについては、代替職員(代診医や離島医療支援看護師(しまナース)など)もシステムを使用することや、施設の規模等を勘案し、親病院とは別に、<u>診療所共通のシステムを構築する。</u> (案62ページ、19行目)
8			全般的に	タスクシフトに留まらず、医療の中で、特定行為看護師の役割は今後増加すると予想されるが、一般論に留まり、県立病院における展望が書かれていない。	左について検討されたい。	大屋委員 (琉球大学病院)	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ、次の記述を追加する。 第5章分野3「(3)体系的・総合的な人材の確保・育成及びキャリア形成支援」 <p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ チーム医療において看護の質を向上させ、看護師がその役割をさらに発揮するため、難易度の高い診療の補補助業務(特定行為)を、医師があらかじめ作成する「手順書」に基づき実践することができる看護師を養成するため、平成27年(2015年)から看護師の特定行為に係る研修制度が開始されたが、<u>県立病院は当該研修の研修機関に指定されておらず、当該研修を修了した看護師は少数(令和4年2月現在3人)にとどまっている。</u> (案54ページ、39行目) <p>【施策の基本方向】</p> エ 特定行為を行う看護師の育成強化 <ul style="list-style-type: none"> ● <u>県立病院が、看護師の特定行為に係る研修の施設指定を受けることなどにより、特定行為を行う看護師の育成を強化する。</u> (案55ページ、26行目)
9			全般的に	未来の、救急医療は、病院に来てからでなく、その前からの連携が必要となるためICTを用いた外部との連携は必須であるが、あまり記載がない。	左について検討されたい。	大屋委員 (琉球大学病院)	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 第5章分野1「(1)県民医療の最後の砦として政策的医療を提供する体制の確保」 <p>【施策の基本方向】</p> エ 救急医療機関間及び消防機関との連携・分担の促進 <ul style="list-style-type: none"> ● 県内の救急医療体制の維持・確保強化のため、一次救急及び二次救急を担う医療機関との連携・分担や、三次救急を担う医療機関との連携・分担(琉球大学病院に設置予定の高度救命救急センターを含む。)及びI.C.T等を活用した病院前からの消防機関との連携強化などについて、必要に応じ、協議等を行う。 (案31ページ、1行目)

番号	素案たたき台の該当箇所			追加修正意見等	意見の理由	意見の提出者	ご意見に対する対応等
	頁番号	行番号	記載内容				
10			一般的に	情報ツールを用いた院内での連絡体制を確立することが、緊密で即時性の高い医療情報の共有が図れるとともに、働き方改革に役に立つと思われるが、その記載がない。	左について検討されたい。	大屋委員 (琉球大学病院)	・ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 第5章分野3「(4)働き方改革の推進」 ア 勤務環境改善及び働き方改革への対応のための取組強化 ● 各県立病院が策定する「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を推進するほか、医療勤務環境改善マネジメントシステムの導入、職員が働きやすい環境整備（労働環境改善に関する意識の向上、情報ツールの活用など）による職員間の連携・協力体制の強化、更衣室等の確保など、働きやすさに関する職員アンケートの定期的な実施などを総合的に行うことにより、働く人を大切にす職場づくりを推進し、質の高い医療の提供につなげる。 (案56ページ、22行目)
12	1	16 表	基本方針 (1) 県民・患者の視点に立った医療を提供するとともに、医療水準の向上に努めます。	(1) 県民・患者のニーズに対応した医療を提供するとともに、医療水準の向上に努めます。	医療提供のあり方は、医療を取り巻く社会の変化や医療ニーズを反映すべきであり、「県民・患者の視点に立つ」では不十分のため「ニーズに対応した医療を提供する」が適していると考えます。	平良委員 (沖縄県看護協会 会長)	・病院事業局の基本方針は平成29年度に定めたものであり、今回の県立病院ビジョン策定において検討を行う対象とはしておりません。 ・今後、基本理念・基本方針の見直しを行う場合に、ご意見も踏まえ、検討してまいりたいと考えております。
13	7	23 24	病院社会福祉 病院精神保健福祉 病院心理	病院社会福祉士 病院精神保健福祉士 病院心理士		平良委員 (沖縄県看護協会 会長)	・病院事業局職員の選考採用試験を行う際の職名にあわせているため、現行の記述のままとします。
14	7	29	調理士	調理師	(誤)士 (正)師	平良委員 (沖縄県看護協会 会長)	・沖縄県病院事業局組織規程において、調理士の職名は「調理士」としているため、現行の記述のままとします。
15	19	15	平成27年(2015年)10月に導入された特定行為看護師制度では、・・・	平成27年(2015年)10月に導入された特定行為に係る看護師の研修制度では、・・・	特定行為看護師という資格制度は存在せず、平成27年10月に施行されたのは研修制度です。	平良委員 (沖縄県看護協会 会長)	・ご意見のとおり修正します。 (案19ページ、14行目)